

下水排除基準

環 境 項 目						
対象事業場 項目		単位	特定事業場 (旅館業を除く)		除害施設対象者 公共下水道使用者	
			排除基準値	規制対象排水量	排除基準値	
フェノール類		mg/L以下	5	30m ³ /日以上	5	
銅及びその化合物		mg/L以下	3		3	
亜鉛及びその化合物		mg/L以下	※ 2		2	
鉄及びその化合物(溶解性)		mg/L以下	10		10	
マンガン及びその化合物 (溶解性)		mg/L以下	10		10	
クロム及びその化合物		mg/L以下	2		2	
水素イオン濃度		—	5(5.7)超～ 9(8.7)未満	50m ³ /日以上	5(5.7)超～ 9(8.7)未満	
生物化学的酸素要求量		mg/L未満	600		● 600(300)	
浮遊物質		mg/L未満	600		● 600(300)	
窒素含有量		mg/L未満	※ 240		● 240(150)	
燐含有量		mg/L未満	32		● 32(20)	
ノヘ ルキ マサ 物有 ルン 質量 抽出 含有	鉱油類 含有量	mg/L以下	5	50m ³ /日以上	▲ 5	
					■ 4	
					★ 3	
	動植物油類 含有量	mg/L以下	30	50m ³ /日以上	▲ 30	
					■ 20	
					★ 10	
温度		℃未満			45(40)	
色		放流先で支障を きたすような色を帯 びていないもの				
汚濁消費量		mg/L未満			220	

備考1. の数値は、直罰が適用される基準であり、それ以外の数値は除害施設等の設置基準です。

2. 排除基準値()は、製造業にかかる基準である。

3. ●印は、月排水量500m³以下は規制対象外。

4. ▲印は、日排水量1000m³未満、■印は、同1000m³以上5000m³未満、★印は、同5000m³以上に適用しています。

5. ※印は暫定基準の適用があります。詳細についてはお問合せください。

健 康 項 目			
項目	対象事業場	単位	特定事業場 (旅館業を除く)
			除害施設対象者 公共下水道使用者
			排除基準値
カドミウム及びその化合物	mg/L以下	0.03	0.03
シアン化合物	mg/L以下	1	1
有機燐化合物	mg/L以下	1	1
鉛及びその化合物	mg/L以下	0.1	0.1
六価クロム化合物	mg/L以下	※ 0.2	0.2
砒素及びその化合物	mg/L以下	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L以下	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L以下	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L以下	0.003	0.003
トリクロロエチレン	mg/L以下	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L以下	0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/L以下	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L以下	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L以下	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L以下	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L以下	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L以下	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L以下	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロパン	mg/L以下	0.02	0.02
チウラム	mg/L以下	0.06	0.06
シマジン	mg/L以下	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L以下	0.2	0.2
ベンゼン	mg/L以下	0.1	0.1
セレン及びその化合物	mg/L以下	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	mg/L以下	※ 10	10
ふっ素及びその化合物	mg/L以下	※ 8	8
1,4-ジオキサン	mg/L以下	0.5	0.5
ダイオキシン類	pg-TEQ/L以下	10	10
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素含有量	mg/L未満	380	● 380 (125)

備考1. の数値は、直罰が適用される基準であり、それ以外の数値は除害施設等の設置基準です。

2. 排除基準値()は、製造業にかかる基準である。
3. ●印は、月排水量500m³以下は規制対象外。
4. ※印は、暫定基準の適用があります。詳細についてはお問合せください。